

セクシュアル・ハラスメント事案についての外部通報窓口の設置

総務省職員による総務省職員以外の外部の方に対するセクシュアル・ハラスメント事案についての外部通報窓口を設置いたしました。

対応の際は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密は厳守いたします。

【通報の対象】

総務省職員による外部の方を不快にさせる職場（※）における性的な言動

（※）庁舎内に限らず、例えば、職場の人間関係がそのまま持続する酒席のような場を含む。

【受付方法】

書面、電子メールにより受け付けます。

【受付窓口】

以下の宛先で受け付けます。

（１）書面

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省大臣官房秘書課職員係 あて
※封筒オモテ面に必ず「親展」と記載願います。

（２）電子メール

sekuharatsuho@soumu.go.jp

※外部通報に当たっての注意事項等

通報に当たっては、以下の事項についてご理解頂きますようお願いいたします。

- 1 匿名による通報も受け付けます。
- 2 事実関係の確認が困難である場合など、必ずしも措置までとられることをお約束するものではありません（特に、匿名による通報の場合）。
- 3 通報に関する対応状況や結果については、お答えできない場合があります。
- 4 こちらからの確認、問合せを希望しない場合は、その旨、通報に明示（例：「連絡は希望しません」）願います。特段の明示が無い場合は、連絡を取らせて頂く場合があります。
- 5 総務省についてのコンプライアンスに関する情報は、別に設ける窓口
(http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/koekitsuho/index.html)へ通報願います。

詳細については、ホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/sekuharatsuho/index.html